

第 1 1 9 期

計 算 書 類

計算書類の附属明細書

2021 年 4 月 1 日 から

2022 年 3 月 31 日 まで

株式会社三井E&Sホールディングス

計算書類

▶ 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
〔資産の部〕	321,220
流動資産	121,076
現金及び預金	31,854
受取手形	312
売掛金	751
仕掛品	0
原材料及び貯蔵品	5
前渡金	226
前払費用	5
短期貸付金	82,960
その他	5,647
貸倒引当金	△687
固定資産	200,144
有形固定資産	81,077
建物	9,687
構築物	3,636
ドック船台	210
機械及び装置	1,569
船舶	0
車両運搬具	0
工具器具備品	284
土地	65,147
リース資産	465
建設仮勘定	75
無形固定資産	302
特許権	5
ソフトウエア	238
その他	57
投資その他の資産	118,764
投資有価証券	2,398
関係会社株式	107,643
出資金	0
関係会社出資金	6,705
破産更生債権等	51
長期前払費用	3
前払年金費用	279
その他	1,745
貸倒引当金	△62
資産合計	321,220

(単位：百万円)

科 目	金 額
〔負債の部〕	295,337
流動負債	131,349
支払手形	101
買掛金	219
短期借入金	93,605
1年内返済予定の長期借入金	7,674
1年内償還予定の社債	15,000
リース債務	90
未払金	1,883
未払費用	707
未払法人税等	2
契約負債	0
前受金	0
預り金	12,052
賞与引当金	12
固定負債	163,987
社債	5,000
長期借入金	18,104
リース債務	423
関係会社事業損失引当金	123,880
特別環境保全費用引当金	780
事業構造改革引当金	1,357
繰延税金負債	118
再評価に係る繰延税金負債	12,241
資産除去債務	1,727
その他	353
〔純資産の部〕	25,883
株主資本	△2,140
資本金	44,384
資本剰余金	18,154
資本準備金	18,154
利益剰余金	△60,015
その他利益剰余金	△60,015
固定資産圧縮積立金	401
繰越利益剰余金	△60,417
自己株式	△4,663
評価・換算差額等	27,900
その他有価証券評価差額金	297
土地再評価差額金	27,603
新株予約権	123
負債及び純資産合計	321,220

▶ 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
グループ運営収入	7,388	
関係会社受取配当金	6,213	
その他の営業収益	1,684	15,285
営業費用		9,540
営業利益		5,744
営業外収益		
受取利息	2,015	
受取配当金	41	
その他	188	2,245
営業外費用		
支払利息	1,875	
社債利息	204	
支払手数料	3,618	
貸倒引当金繰入額	300	
その他	450	6,450
経常利益		1,540
特別利益		
固定資産処分益	2	
投資有価証券売却益	35	
関係会社株式売却益	1,121	1,159
特別損失		
固定資産処分損	107	
減損損失	27	
投資有価証券売却損	136	
投資有価証券評価損	2	
関係会社株式売却損	4,177	
関係会社株式評価損	5,321	
関係会社事業損失引当金繰入額	1,071	
事業譲渡に係る移転損失	638	11,483
税引前当期純損失		8,783
法人税、住民税及び事業税	△1,436	
法人税等調整額	△24	△1,460
当期純損失		7,323

■計算書類

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金 資 本 準 備 金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
			そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 計 合		
			固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	44,384	18,154	422	△53,114	△52,692	△4,696	5,150
当 期 変 動 額							
当 期 純 損 失				△7,323	△7,323		△7,323
固定資産圧縮積立金の取崩			△20	20	－		－
自 己 株 式 の 取 得						△2	△2
自 己 株 式 の 処 分				△6	△6	34	27
土地再評価差額金の取崩				5	5		5
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△20	△7,302	△7,323	32	△7,291
当 期 末 残 高	44,384	18,154	401	△60,417	△60,015	△4,663	△2,140

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	216	27,609	27,825	151	33,128
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失					△7,323
固定資産圧縮積立金の取崩					—
自 己 株 式 の 取 得					△2
自 己 株 式 の 処 分					27
土地再評価差額金の取崩					5
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	80	△5	74	△27	46
当 期 変 動 額 合 計	80	△5	74	△27	△7,244
当 期 末 残 高	297	27,603	27,900	123	25,883

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

i 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法で評価しております。

ii その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)で評価しております。

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法で評価しております。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ 棚卸資産

原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)で評価しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっております。

(リース資産を除く)

② 無形固定資産

定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法で償却しております。

(リース資産を除く)

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 受注工事損失引当金

受注工事等の損失に備えるため、未引渡工事等のうち当事業年度末に損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて、翌事業年度以降の損失見積額を計上しております。
なお、当事業年度末においては該当無いため計上しておりません。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生時に一括処理しております。
なお、当事業年度末では、退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した金額を年金資産が超過する状態のため、当該超過額を前払年金費用に計上しております。このため退職給付引当金の残高はありません。

- | | |
|---------------|---|
| ⑤ 関係会社事業損失引当金 | 関係会社に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態並びに将来の回復見込み等を個別に勘案し、必要額を見積計上しております。 |
| ⑥ 特別環境保全費用引当金 | 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により処理が義務付けられておりますPCB廃棄物の処理費用の支出に備えるため、その見積額を計上しております。 |
| ⑦ 事業構造改革引当金 | 事業構造改革に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生見込額を計上しております。 |

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、次の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

①経営指導及び業務委託契約

主として子会社などに実施している経営指導及び業務受託等について、役務の給付がなされた時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として3ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

②その他

子会社などからの受取配当金については配当金の効力発生日をもって認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約及び通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、金利通貨スワップについては、一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている場合は一体処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
通貨スワップ	外貨建金銭債権債務
金利スワップ	借入金及び社債に係る利息
金利通貨スワップ	外貨建借入金及び利息

- ③ ヘッジ方針
当社の内部規程である「財務取引に関するリスク管理規程」及び「ヘッジ取引要領」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較し、ヘッジの有効性評価を実施しております。
なお、特例処理によっている金利スワップ、一体処理によっている金利通貨スワップ及び振当処理によっている為替予約については、ヘッジの有効性評価を省略しております。
- ⑤ リスク管理方針
金融資産・負債の固定／流動ギャップから生じる金利リスク及び外貨建ての金銭債権債務等から生じる為替リスクについては、ヘッジ取引によりリスクの低減を行い、そのリスク量を適正な水準に調整しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。当該収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」及び「前受金」に含めて表示することといたしました。

なお、当該会計方針の変更による影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、その他有価証券のうち時価のある株式については、従来、期末決算日前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法を採用していましたが、当事業年度より、期末決算日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「貸倒引当金繰入額」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

関係会社事業損失引当金の見積り

当社では、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (3) 引当金の計上基準 ⑤ 関係会社事業損失引当金」に記載のとおり、関係会社に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態並びに将来の回復見込み等を個別に勘案し、必要額を見積計上しております。

当事業年度末に計上している関係会社事業損失引当金の総額123,880百万円は、すべて主要な関係会社である株式会社三井E&Sエンジニアリングに対するものであります。

株式会社三井E&Sエンジニアリングは、インドネシア共和国向け火力発電所土木建築工事における大幅な損失計上により、124,503百万円の債務超過の状況にあります。当社では関係会社の債務超過額から関係会社に対して有する債権に係る貸倒引当金及び債務保証損失引当金を控除して、関係会社事業損失引当金を見積計上しております。見積りの基礎となる株式会社三井E&Sエンジニアリングの財政状態にはインドネシア共和国向け火力発電所土木建築工事における工事原価総額の見積りが重要な影響を及ぼします。

当該工事における工事原価総額の見積りは、工事契約の完工に必要なすべての作業内容を特定し、その見積原価を実行予算に含めて算出しております。工事の進捗状況から現状の工事原価総額を上限に完工できるものと予測しておりますが、工事の進捗等に伴い発生原価に変更が生じる場合には、工事原価総額が多額であることから、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 88,496百万円

(2) 保証債務

下記の会社の金融機関等からの借入及び契約履行等に対し、債務保証を行っております。

㈱三井E&Sエンジニアリング	23,143百万円
Burmaister & Wain Scandinavian Contractor A/S	11,326百万円
㈱三井E&Sマシナリー	8,022百万円
三井E&S造船㈱	530百万円
TGE Marine Gas Engineering GmbH	321百万円
その他	150百万円
計	43,494百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	86,504百万円
関係会社に対する短期金銭債務	13,641百万円
関係会社に対する長期金銭債務	1百万円

(4) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号） 第2条第3号に定める固定資産税評価額等により算出。
再評価を行った年月日	2000年3月31日
再評価を行った土地の当事業年度末における 時価が再評価後の帳簿価額を下回る額	30,861百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引高及び営業取引以外の取引高	
関係会社に対する売上高	13,608百万円
関係会社からの仕入高	3,464百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	29,614百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	2,250	5	16	2,238

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は次のとおりです。

単元未満株式の買取請求による増加 5千株

減少数の内訳は次のとおりです。

単元未満株式の買増請求による減少 0千株

新株予約権（ストック・オプション）の行使に伴う減少 16千株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産

関係会社事業損失引当金 37,907

繰越欠損金 10,831

関係会社株式（会社分割に伴う承継会社株式） 4,152

減損損失 4,730

関係会社株式評価損 3,099

資産除去債務に係る減価償却費・利息費用 633

退職給付信託 287

退職給付引当金 187

その他 1,762

繰延税金資産小計 63,592

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 △10,831

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △52,126

評価性引当額小計 △62,958

繰延税金資産合計 634

繰延税金負債

前払年金費用 △272

固定資産圧縮積立金 △177

その他有価証券評価差額金 △131

その他 △172

繰延税金負債合計 △752

繰延税金負債純額 △118

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会 社 の 名 称	住 所	資 本 金 又 出 資 (百万円)	事 業 の 内 容 又 は 職 業	議決権等の 所有割合 (%)	関 係 内 容		取引の内容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
						役 員 の 兼 任 等	事 業 上 の 関 係				
子会社	㈱三井E&S エンジニア リング	東京都 中央区	100	エンジニア リング事業	直接 100.0	2名兼任	管理業務 の 受 託 債務保証	資金の貸付 (注) (2) 利息の受取 (注) (2) 債 務 保 証 (注) (3)	16,335 1,668 23,143	短期貸付金 —	75,335 —
子会社	三 井 E&S 造船㈱	東京都 中央区	100	設計エンジ ニアリング 事 業 等	直接 51.0	1名兼任	管理業務 の 受 託	現物配当の 受 取 (注) (4) 増資の引受 (注) (5)	25,767 11,000	固 定 資 産 有 価 証 券 —	1,088 24,679 —
子会社	㈱三井E&S マシナリー	東京都 中央区	2,020	船用機関、産 業機械等の設 計、製造等	直接 100.0	2名兼任	管理業務 の 受 託 債務保証	業務受託料 (注) (1) 及び配当金 の受取 資金の貸付 (注) (2) 債 務 保 証 (注) (3)	8,329 1,386 8,022	売 掛 金 短期貸付金 —	390 3,710 —
子会社	MESシッピ ング㈱	東京都 中央区	470	船舶の所有・ リ ー ス 等	直接 100.0	なし	資 金 の 貸 付	債 権 放 棄 (注) (6)	1,808	—	—
子会社	三井E&Sシ ステム技研 ㈱	千葉県 千葉市	720	コンピュータ ソフトの開 発・設計等	直接 100.0	1名兼任	製品の仕 入 等	業務委託料 (注) (1)	966	未 払 費 用	66
子会社	㈱三井E&S ビジネスサ ービス	東京都 中央区	100	シェアード サービス業	直接 100.0	1名兼任	管理業務 の 委 託	業務委託料 (注) (1)	1,126	未 払 費 用	104
子会社	Burmeister & Wain Scandinavian Contractor A/S	デンマーク	170 百万DKK	陸上用ディ ーゼル発電 プラントの 建 設 等	間接 100.0	1名兼任	債務保証	債 務 保 証 (注) (3)	11,326	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 主にグループ内のコーポレート業務を委託または受託しております。
- (2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
- (3) 債務保証は、契約履行保証等に対して行っております。
- (4) 現物配当の受取は、有価証券や固定資産を取得したものであります。
- (5) 増資の引受は、三井E&S造船㈱が行った増資を引き受けたものであります。
- (6) 債権放棄は、MES SHIPPING ㈱の清算に伴い貸付金の放棄を行ったものであります。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	318円57銭
(2) 1株当たり当期純損失	90円57銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の株式譲渡)

当社は、連結子会社である株式会社MESファシリティーズに、自動車教習所運営事業に関する権利義務を吸収分割の方法により承継させた上で、同社の全株式を日本ハウズイング株式会社に譲渡しました。

詳細につきましては、「連結注記表 重要な後発事象に関する注記 (連結子会社の株式譲渡)」をご参照ください。

13. その他の注記

(1) 企業結合等に関する注記

「連結注記表 その他の注記 企業結合等に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

(2) 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の拡大は、受注機会の減少や工事の遅れ等、当社グループの事業活動に一定の影響を及ぼしております。同感染症の収束時期を予測することは困難な状況にありますが、会計上の見積りを行うにあたっては、計算書類作成時に入手可能な情報に基づき、今後も一定の影響は継続するものの徐々に回復していくとの仮定を置いて、当事業年度末における見積りを行っております。同感染症の影響が想定を超えて悪化・長期化する場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(第三者割当による優先株式及び新株予約権の発行、ファシリティ契約の締結、定款の一部変更並びに資本金及び資本準備金の額の減少)

当社は、2022年3月31日開催の取締役会において、第三者割当による優先株式及び新株予約権の発行、ファシリティ契約の締結、定款の一部変更並びに資本金及び資本準備金の額の減少について決議いたしました。詳細につきましては、「連結注記表 その他の注記 2. 追加情報 (第三者割当による優先株式及び新株予約権の発行、ファシリティ契約の締結、定款の一部変更ならびに資本金及び資本準備金の額の減少)」をご参照ください。

第119期 計算書類の附属明細書

株式会社三井E&Sホールディングス

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位 百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	9,823	598	55 (24)	678	9,687	47,578
	構築物	3,504	241	0	109	3,636	15,538
	ドック船台	-	214	-	4	210	8,939
	機械及び装置	1,304	486	0	220	1,569	13,543
	船舶	0	-	-	-	0	1
	車両運搬具	0	0	0	0	0	17
	工具器具備品	268	112	9 (3)	86	284	2,270
	土地	65,156	-	8 (0)	-	65,147	-
	リース資産	647	21	102	101	465	607
	建設仮勘定	104	543	573	-	75	-
	計	80,809	2,218	750 (27)	1,200	81,077	88,496
無形固定資産	特許権	6	-	-	1	5	-
	ソフトウェア	401	19	-	182	238	-
	その他	58	-	-	0	57	-
	計	466	19	-	184	302	-

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 引当金の明細

(単位 百万円)

区 分	期 首 残 高	当期増加額	当期減少額	期 末 残 高
貸 倒 引 当 金	449	750	449	750
賞 与 引 当 金	71	12	71	12
受 注 工 事 損 失 引 当 金	31	-	31	-
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	124,618	123,748	124,485	123,880
特 別 環 境 保 全 費 用 引 当 金	829	-	49	780
事業構造改革引当 金	-	1,357	-	1,357

3. 営業費用の明細

(単位 百万円)

科 目	金 額	摘 要
役 員 報 酬 及 び 給 料 諸 手 当	636	
減 価 償 却 費	1,371	
賃 借 料	2,201	
旅 費 交 通 費	20	
交 際 費	6	
保 険 料	82	
租 税 公 課	860	
事 業 税	106	
修 繕 費	310	
電 算 機 使 用 料	652	
貸 倒 損 失	0	
請 負 費	1,908	
そ の 他	1,383	
当 期 損 益 計 算 書 計 上 額	9,540	

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社三井E&Sホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

山田 真

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

大谷 文隆

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三井E&Sホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三井E&Sホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計

算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要

因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社三井E&Sホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

山田 真

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

大谷 文隆

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三井E&Sホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書

類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第119期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社に赴き、子会社の本社及び主要な事業拠点等において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を企業会計審議会が公表する諸基準並びに日本公認会計士協会が公表する諸規則等に準拠して整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸

借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社三井E&Sホールディングス 監査役会

常勤監査役 塩見 裕一



常勤監査役 田口 昭一



監査役 田中 浩一



監査役 上野 誠一



(注) 監査役田中浩一及び監査役上野誠一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

第5期

事業報告
事業報告の附属明細書

〔 2021 年 4 月 1 日 か ら 〕
〔 2022 年 3 月 31 日 ま で 〕

株式会社三井E & S ビジネスサービス

事業報告

2021年4月1日から

2022年3月31日まで

株式会社三井E&Sビジネスサービス

代表取締役
社長 飯塚 岳史

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大がピークアウトしつつあり経済活動が本格再開する中、ウクライナ危機の発生により、市況価格の更なる高騰等、先行き不透明な状況にあります。米国では経済活動の再開に伴う需要の高まりによる供給不足でインフレが継続し、欧州でも各国政府が行動制限の緩和を進めているものの、ウクライナ情勢の緊迫化により景況感に悪化の兆しが見え始めております。中国では環境保全や不動産投資に対する政府の規制強化と感染拡大阻止に向けた厳しい行動制限等を背景に経済活動は減速傾向にあります。

一方、国内経済においても、新型コロナウイルスに対するワクチン接種の進展により、経済活動に回復の兆しが見られましたが、原材料価格や原油価格の高騰、急激な為替変動など、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当社の受注高は16億49百万円、売上高は16億49百万円となり受注残高はありません。損益面では受託業務が順調に推移した上コスト削減効果もあり、営業利益1億33百万円、経常利益1億34百万円となりました。また、転籍者に対する特別退職金を計上したため、税引前当期純利益は1億28百万円となりました。法人税等は退職給付信託の当期認容があったことなどにより、法人税が23百万円の受取となったものの、法人税等調整額が1億46百万円があったため、当期純利益は7百万円となりました。

部門別の状況は、次のとおりであります。

人事総務サービス部は、人事・労務管理に関する業務の受託などで、受注高は10億38百万円、売上高も同額の10億38百万円となりました。

財務経理サービス部は、財務管理及び会計管理に関する業務の受託などで、受注高は6億11百万円、売上高も同額の6億11百万円となりました。

【製品別受注売上状況】

(単位：百万円)

事業区分	受注高	売上高	受注残高
人事総務サービス部	1,037	1,037	-
財務経理サービス部	611	611	-
計	1,648	1,648	-

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第2期 2018年度 (2018.4～2019.3)	第3期 2019年度 (2019.4～2020.3)	第4期 2020年度 (2020.4～2021.3)	第5期 2021年度 (2021.4～2022.3)
受 注 高 (百万円)	2,583	2,340	1,783	1,648
売 上 高 (百万円)	2,576	2,340	1,783	1,648
経 常 利 益 (百万円)	336	192	153	134
当 期 純 利 益 (百万円)	219	△ 24	82	6
1 株 当 たり 純 利 益 (円)	109,934.74	△ 12,105.99	41,150.73	3,309.39
総 資 産 (百万円)	2,602	1,839	1,698	1,454
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	243,115.84	231,009.85	272,160.58	254,899.96

(5) 対処すべき課題

当社は、三井E&Sグループにおける中核シェアードサービス事業会社として、人事、総務、財務、経理等コーポレート業務受託を中心に、業務品質の向上とコスト削減を実現し、グループ企業の発展に必要な人材の育成や情報の発信に努めてまいります。

(6) 親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社三井E&Sホールディングスであり、当社の株式を2,000株（出資比率100%）を保有しています。

また、当社の役員4名（取締役3名、監査役1名）のうち、取締役2名及び監査役1名は同社の役職員が兼務しております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社等との取引に関して、市場実勢価格や市場金利等を勘案して取引条件等を決定しており、妥当性はあると考えております。また、当社取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っており、意思決定手続の正当性は問題ないものと考えております。

(7) 主要な事業内容

企業の経営管理、財務管理、人事・労務管理、会計管理等に関する事務の受託

(8) 事業所及び営業所

本社 東京都中央区築地五丁目6番4号
事業所・営業所 岡山県玉野市、千葉県市原市

(9) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

従業員数
107人

(10) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

(12) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 5,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,000株
- (3) 資本金の額 100,000,000円
- (4) 株主数 1名
- (5) 株主

株主名	持株数	出資比率
株式会社三井E&Sホールディングス	2,000株	100%

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	飯塚 岳史	CEO、CCO（注1）、企画・統制室担当、 人事総務サービス部長
取 締 役	渡邊 耕一	財務経理サービス部長 ㈱三井E&Sホールディングス 財務経理部長
取 締 役	奈良 圭祐	（非常勤） ㈱三井E&Sホールディングス 経営企画部主管
監 査 役	田口 昭一	（非常勤） ㈱三井E&Sホールディングス 監査役

(注)1. CCO: コンプライアンスに関する統括責任者 (Chief Compliance Officer)

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	3人	19,440,000円
(うち社外取締役)	(0人)	(0円)
監 査 役	1人	—
(うち社外監査役)	(0人)	(—)
合 計	4人	19,440,000円

- (注)1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2018年6月19日開催の第1回定時株主総会において年額7,000万円以内(但し、使用人分給与を含まない。)と決議されています。

附 属 明 細 書

1. 他の法人等の業務執行取締役との重要な兼職の状況
事業報告に記載のとおり
2. その他の重要な事項
該当なし

第5期

計 算 書 類
計算書類の附属明細書

〔 2021 年 4 月 1 日 か ら
2022 年 3 月 31 日 ま で 〕

株式会社三井E & S ビジネスサービス

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

株式会社三井E&Sビジネスサービス

代表取締役社長 飯塚 岳史

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
資 産 の 部	1,454	負 債 の 部	945
流動資産	825	流動負債	146
現金及び預金	25	買掛金	6
親会社預け金	531	未払金	25
売掛金	166	未払費用	54
原材料及び貯蔵品	0	未払法人税等	0
前渡金	3	預り金	7
未収収益	6	賞与引当金	52
未収入金	86		
仮払金	3		
固定資産	629	固定負債	798
無形固定資産	3	退職給付引当金	798
ソフトウェア	3		
投資その他の資産	626	純資産の部	509
子会社株式	30	株主資本	509
繰延税金資産	595	資本金	100
保証金及び敷金	0	資本剰余金	167
		その他資本剰余金	167
		利益剰余金	242
		その他利益剰余金	242
資産合計	1,454	負債及び純資産合計	1,454

損益計算書

[2021年4月1日から
2022年3月31日まで]

株式会社三井E&Sビジネスサービス

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上高		1,648
売上原価		1,302
売上総利益		346
販売費及び一般管理費		213
営業利益		133
営業外収益		
受取利息	1	
その他の	0	1
経常利益		134
特別利益		
退職給付制度一部終了益	3	3
特別損失		
特別退職金	9	9
税引前当期純利益		128
法人税、住民税及び事業税	△ 23	121
過年度法人税、住民税及び事業税	△ 0	
法人税等調整額	145	
当期純利益		6

株主資本等変動計算書

〔 2021年4月1日から
2022年3月31日まで 〕

株式会社三井E&Sビジネスサービス

	株主資本						純資産 合 計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合 計	
		そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	百万円 100	百万円 167	百万円 167	百万円 277	百万円 277	百万円 544	百万円 544
会計方針の変更等による累積的影響額			0		0	0	0
会計方針の変更等を反映した 当 期 首 残 高	100	167	167	277	277	544	544
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行			0			0	0
剰 余 金 の 配 当			0	△ 41	△ 41	△ 41	△ 41
剰余金の配当に伴う 利益剰余金の積立て			0		0	0	0
当 期 純 利 益			0	6	6	6	6
そ の 他			0				
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）			0		0	0	0
当 期 変 動 額 合 計	0	0	0	△ 34	△ 34	△ 34	△ 34
当 期 末 残 高	100	167	167	242	242	509	509

個別注記表

株式会社三井E&Sビジネスサービス

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 棚卸資産
 - ① 原材料及び貯蔵品
個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）により定額法で償却しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準
 - (1) 完成工事高の計上基準
コーポレート業務のシェアードサービスにおいて、顧客と役務提供契約を締結してます。一時点で履行義務が充足されるものについて、役務の提供を完了した時点で収益を認識しております
5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 消費税等の会計処理方法
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
 - (2) 連結納税制度の適用
株式会社三井E&Sホールディングスを連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

重要な会計方針の変更

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日、以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 595 百万円
- (2) その他の情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のものおよび将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積り、金額を算定しております。これらの見積りは将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受け実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権
親会社に対する金銭債権
短期金銭債権 667 百万円
子会社に対する金銭債権
短期金銭債権 0 百万円
2. 関係会社に対する金銭債務
親会社に対する金銭債務
短期金銭債務 35 百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との営業取引高
親会社との取引高
売上高 1,124 百万円
仕入高 357 百万円
子会社との取引高
売上高 0 百万円
仕入高 17 百万円
2. 関係会社との営業取引以外の取引高
親会社との取引高 0 百万円
子会社との取引高 0 百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数
普通株式 (株)	2,000	—	—	2,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	41百万円	利益剰余金	20,570円	2021年3月31日	2021年6月28日

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

繰延税金資産 (単位：百万円)	
退職給付信託	297
退職給付引当金	276
賞与引当金	17
未払金過大計上	3
繰延資産	0
一括償却資産	0
未払事業所税	0
その他	0
繰延税金資産小計	595
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金額	—
評価性引当額小計	—
繰延税金資産合計	595
繰延税金負債	
未収還付事業税等	—
繰延税金負債小計	—
繰延税金資産の純額	595

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。資金調達については、運転資金は当社グループによる「CMS預貸制度」及び銀行借入により調達する方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

営業債務である買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債務や借入金、流動性リスクに晒されていますが、当社は資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価額のない株式等は、次表には含まれておりません（（注1）参照）。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 売掛金	166	166	0
(2) 未収入金	86	86	0
資産計	253	253	0
(1) 買掛金	6	6	0
(2) 未払金	25	25	0
(3) 未払費用	54	54	0
(4) 未払法人税等	0	0	0
負債計	87	87	0

(*) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（注1）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30

(*) 非上場株式等（貸借対照表計上額30百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

（注2）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
(1) 売掛金	166	—	—	—	—	—
(2) 未収入金	86	—	—	—	—	—
合計	86	0	0	0	0	0

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社 (上場)	三井E&Sホールディングス	東京都中央区	44,384	純粋持株会社	被所有 関係100%	連結納税親会社	各種業務受託(注1)	1,124	売掛金	104
							連結納税に伴う受取予定額(注2)	24	未収入金	24
							建物の賃借(注3)	21		

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 独立第三者取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(注2) 連結納税制度による連結法人税の受取予定額であります。

(注3) 建物の賃借については、近隣の取引実勢に基づいて、1年に1回交渉のうえ、賃借料金額を決定しております。

一株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 254,899.96 円 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 3,309.39 円 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

附 属 明 細 書

[2021 年 4 月 1 日 から
2022 年 3 月 31 日 まで]

株式会社三井E&Sビジネスサービス

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細 (百万円)

区分	資産の種類	期 首	当 期	当 期	当 期	期 末
無形 固定 資産	ソフトウエア	2	1	-	0	3
	電話加入権	0	0	-	-	0
	計	2	1	-	0	3

当期増加資産 (百万円)

科 目	取得資産の内容	取得年月	取得価額	摘 要
ソフトウエア ソフトウエア	MESPyxxis RPA開発ソフトウェア	2021年4月 2022年3月	1 0	

2. 引当金の明細 (百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	48	52	-	48	52
退職給付引当金	740	58	-	-	798

3. 販売費及び一般管理費の明細 (百万円)

費 目	金 額	摘 要
役 員 報 酬	19	
法 定 福 利 費 (役 員 分)	3	
給 料 諸 手 当	43	
賞 与 (従 業 員 分)	5	
法 定 福 利 費 (従 業 員 分)	6	
労 務 費 計	78	
賃 借 料	33	
旅 費	1	
通 信 費	0	
複 写 費	0	
事 務 用 品 費	0	
交 際 費	0	
租 税 公 課	1	
支 払 運 賃	0	
支 払 保 険 料	0	
福 利 厚 生 費	4	
什 器 備 品 費	0	
電 力 ・ ガ ス 水 道 料	1	
電 算 機 使 用 料	83	
請 負 工 事 費	23	
その他販売費及び一般管理費	△ 13	
経 費 計	135	
合 計	213	

監査報告書

2022年5月17日

株式会社三井E&Sビジネスサービス
代表取締役社長 飯塚 岳史 殿

監査役

田口 昭一 

2021年4月1日から2022年3月31日までの第5期事業年度における取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、取締役等から事業の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査する方法により当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正な行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上